

間接工事費等の項目別対象表

目 次

Ver.5

◆土木工事.....	2
◆土地改良工事.....	5
◆治山林道工事.....	6
◆上水道工事（実務必携準拠）.....	8
◆上水道工事（東京都水道局）.....	11
◆機械設備工事.....	13

◆土木工事

間接工事費等の項目別対照表

間接工事費		共通仮設費	現場管理費	一般管理費
対象額		対象額	直接工事費+共通 仮設費=純工事費	純工事費+現場管 理費=工事原価
項目				
桁等購入費		×	○	○
処分費等		3 ページの「処分費の取扱い」参照		
支給品費等	桁等購入費	×	○	×
	一般材料費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
無償貸与機械評価額		○	○	×
鋼橋門扉等工場原価		×	×	○
現場発生品		×	×	×
ダム工事	支給電力料 (基本料金含む)	×	×	×
	無償貸与機械評価額	○	×	×

○は対象とする ×は対象としない

出典 「国土交通省土木工事積算基準」P< I -2-②-2> (平成 30 年度)

鋼橋桁等の輸送

工種		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
発注形態				
製作+輸送+架設等		○	○	○
製作+輸送		×	○	○
輸送+架設等		○	○	○
輸送		×	○	○
架設等		○	○	○

出典 「国土交通省土木工事積算基準」P< I -2-②-2> (平成 30 年度)

処分費等の取扱い

処分費等とは下記のことをいう

- 1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）
- 2) 上下水道料金
- 3) 有料道路利用料

処分費の取扱い

区分	処分費等が「共通仮設費対象額（P）」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額（P）」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費	処分費等は全額を率計算の対象とする	処分費等は「共通仮設費対象額（P）」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする
現場管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする	処分費等は「共通仮設費対象額（P）」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする
一般管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする	処分費等は「共通仮設費対象額（P）」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする

(注) 1 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。

出典 「国土交通省土木工事積算基準」P< I -2-②-3>（平成30年度）

現場環境改善費

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

K : 現場環境改善費 (単位 : 円、1000 円未満切り捨て)

i : 現場環境改善費率 (単位 : %、小数第 3 位四捨五入 2 位止め)

P_i : 対象額 (直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸与機械等評価額)

α : 積上げ計上分 (単位 : 円、1000 円未満切り捨て)

対象額 : P_i		現場環境改善費率 : $i(\%)$	
		大都市 市街地	左記以外
直接工事費 (処分費を除く) + 支給品費 + 無償貸与機械等 評価額	5 億円以下 の場合	$i = 56.6 \cdot P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \cdot P_i^{-0.201}$
	5 億円を超 える場合	1.73	0.71

出典 「国土交通省土木工事積算基準」P< I -9-①-1> (平成 30 年度)

◆土地改良工事

間接工事の項目別対照表

間接工事費		共通仮設費	現場管理費	一般管理費
項目	対象額	対象額	直接工事費+共通仮設費+支給品費+官貸額=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価
	桁等購入費		×	○
処分費等		下記の「処分費の取扱い」参照		
支給品費等	桁等購入費	×	○	×
	一般材料費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
官貸額		○	○	×
現場発生品		×	×	×

○は対象とする ×は対象としない

(注) 1 共通仮設費対象額とは、直接工事費+支給品費+官貸額+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費

(注) 2 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャスト PC 桁、プレキャスト PC 床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブル購入費をいう。

(注) 3 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。

出典 農林水産省 土地改良工事積算基準（土木工事）P1127（平成 30 年度）

処分費の取扱い

区分	処分費等が共通仮設費対象金額の 3%以下でかつ処分費等が 3 千万円以下の場合	処分費等が共通仮設費対象金額の 3%を超える場合、または処分費等が 3 千万円を超える場合
共通仮設費 現場管理費 一般管理費	処分費等は全額を率の対象とする	処分費等は共通仮設費対象金額の 3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は 3 千万円を上限とする

(注) 1 表中の処分費等は準備費に含まれる処分費を含む。

出典 農林水産省 土地改良工事積算基準（土木工事）P1128（平成 30 年度）

◆治山林道工事

間接工事の項目別対照表

間接工事費		共通仮設費	現場管理費	一般管理費
対象額		対象額	直接工事費＋共通仮設費＝純工事費	純工事費＋現場管理費＝工事原価
項目				
桁等購入費		×	○	○
処分費等		「処分費の取扱い」参照		
支給品費等	桁等購入費	×	○	×
	一般材料費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
無償貸与機械評価額		○	○	×
鋼橋門扉等工場原価		×	×	○
現場発生品		×	×	×
別途製作する標識柱		×	×	○
ヘリコプター飛行経費		×	×	×

○は対象とする ×は対象としない

(注) 1 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャスト PC 桁、プレキャスト PC 床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費を言う。

出典 治山林道必携 P24（平成 30 年度）

処分費等の取扱い

区分	処分費等が「共通仮設費対象額 (P)」の 3%以下で、かつ処分費等が 3 千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額 (P)」の 3%を超える場合、又は処分費等が 3 千万円を超える場合
共通仮設費 現場管理費 一般管理費	処分費等は全額を率の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象金額 (P)」の 3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は 3 千万円を上限とする

(注) 1 表中の処分費等は準備費に含まれる処分費を含む。

出典 治山林道必携（積算・施工編）P25（平成 30 年度）

現場環境改善費

$$K=i \cdot P_i + \alpha$$

K：現場環境改善に要する費用（単位：円、1000円未満切り捨て）

i：イメージアップ費率（単位：%、小数第3位四捨五入2位止め）

P_i：対象額（直接工事費（処分費等を除く）+支給品費（共通仮設費対象分）+無償貸与機械等評価額）

なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。

α：積上げ計上分（単位：円、1000円未満切り捨て）

対象額：P _i		現場環境改善費率：i(%)	
		大都市市街地	左記以外
直接工事費（処分費を除く） +支給品費（共通仮設費対象分） +無償貸与機械等評価額	5億円以下 の場合	$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$
	5億円を超 える場合	1.73	0.71

出典 治山林道必携（積算・施工編）P117（平成30年度）

通勤補正について

- (1) 通勤補正の対象となる工事は、最寄りの市町村役場（支所等を含む）から施工現場までの通勤に往復90分以上かかる工事。
- (2) 通勤所用時間は、通常の通勤経路の所要時間とし、通勤距離を通勤速度で除して算出するものとする。
- (3) 通勤補正の計算式

$$K=1+T/480$$

K：補正係数（%、小数第3位四捨五入）

T：90分を超える通勤時間（分）

出典 治山林道必携（積算・施工編）P119（平成30年度）

◆上水道工事（実務必携準拠）

間接工事費の項目別対照表

間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費
項目	対象額	対象額	直接工事費+共通 仮設費=純工事費	純工事費+現場管 理費=工事原価
	管材費	○ (原則 1/2 の金額)	○ (原則 1/2 の金額)	○ (原則 1/2 の金額)
桁等購入費	×	×	○	○
処分費等	8 ページの「処分費の取扱い」を参照			
支給品等	管材費	○ (原則 1/2 の金額)	○ (原則 1/2 の金額)	×
	桁等購入費	×	○	×
	一般材料費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
	無償貸与機械評価額	○	○	×
	鋼橋門扉等工場原価	×	×	○
	現場発成品	×	×	×

○は対象とする ×は対象としない

(注)

- (イ) 共通仮設費対象額とは、直接工事費+支給品費+無償貸与機械等評価額+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費である。
- (ロ) 管材費とは、導水、浄水、送水、配水において水を直接輸送する管類とその接合材料、仕切弁、消火栓、空気弁等の弁類、その他流量計等の管路付属設備の費用を言う。なお、きょう類、さや管類、外面被覆材等の費用は含まない。
※管材は管等の内面が水に接する材料である。
- (ハ) 桁等購入費とは、PC 桁、簡易組立式橋梁、グレーチング床版、門扉、ポンプの購入費を言う。

出典 水道事業実務必携 P7（平成 30 年度）

鋼橋桁等の輸送

発注形態 \ 工種	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
製作+輸送+架設等	○	○	○
製作+輸送	×	○	○
輸送+架設等	○	○	○
輸送	×	○	○
架設等	○	○	○

出典 水道事業実務必携 P7 (平成 30 年度)

処分費の取扱い

区分	処分費等が「共通仮設費対象額 (p)」の 3%以下でかつ処分費等が 3 千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額 (P)」の 3%を超える場合又は処分費等が 3 千万円を超える場合
共通仮設費	処分費等は全額を率計算の対象とする	処分費等は「共通仮設費対象額 (P)」の 3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は 3 千万円を上限とする
現場管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする	処分費等は「共通仮設費対象額 (P)」の 3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は 3 千万円を上限とする
一般管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする	処分費等は「共通仮設費対象額 (P)」の 3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は 3 千万円を上限とする

出典 水道事業実務必携 P8 (平成 30 年度)

現場環境改善費

$$K=i \cdot P_i+\alpha$$

K：現場環境改善費（単位：円、1000 円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：%、小数第 3 位四捨五入 2 位止め）

P_i：対象額（直接工事費（処分費等を除く 共通仮設費対象分）+支給品費（共通仮設費対象分）+無償貸与機械等評価額）

なお、対象額が 5 億円を超える場合は 5 億円とする。

α：積上げ計上分（単位：円、1000 円未満切り捨て）

対象額：P _i		現場環境改善費率：i(%)	
		地方部	市街地
直接工事費（処分費を除く） +支給品費+無償貸与機械等 評価額	5 億円以下 の場合	$i=39.9 \cdot P_i^{-0.201}$	$i=56.6 \cdot P_i^{-0.174}$
	5 億円を超 える場合	0.71	1.73

出典 水道事業実務必携 P29（平成 30 年度）

◆上水道工事（東京都水道局）

間接工事費の項目別対照表

間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
対象額 項目	対象額	直接工事費＋共通 仮設費＝純工事費	純工事費＋現場管 理費＝工事原価
桁等購入費	×	○	○
配管材料費・処分費等	下記の「配管材料費等の取扱い」及び次ページの「処分費の取扱い」を参照		
無償貸与機械評価額	○	○	×
鋼橋門扉等工場原価・管製 作施工一体工事における 工場製作原価	×	×	○
現場発生品	×	×	×

(注) 1 ○は対象とする ×は対象としない。

(注) 2 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、PC 桁、グレーチング床版、門扉、ポンプ、大型遊具（設計製作品）及び光ケーブルの購入費を言う。

(注) 3 別途製作する標識柱（F 型柱、WF 型柱及びオーバーヘッド式）の場合の扱いは、鋼橋、門扉、シールド機本体等工場原価の取扱いに準じるものとする。

出典 東京都水道局・配水管工事積算基準（開削編）P13-3（平成 28 年 10 月）

配管材料費等の取扱い

区分	率計算対象管材料費
共通仮設費	率計算対象管材料費＝管材料費＋支給材料費の 1/2 とする
現場管理費	
一般管理費等	支給材料費を除く全額を率計算の対象とする

(注) 1 率計算対象管材料費＝間接費の計算に使用する配管材料費

(注) 2 管材料費は、工場製作費以外の継ぎのものを対象とする。

(1) 管材料、付属品等の既製品

(2) 不断水バルブ等の特殊製品

(3) 支給材料と同等品を請負材料とした製品（ただし、側塊等のコンクリート製品を除く）

出典 東京都水道局・配水管工事積算基準（開削編）P2-38（平成 28 年 10 月）

処分費の取扱い

区分	『共通仮設費対象額（P）+準備費に含まれる処分費』	
	処分費等が「上記式に占める割合の3%以下かつ3千万円以下の場合	処分費等が上記式に占める割合の3%を超える場合または3千万円を超える場合または処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費	全額を率計算の対象とする	処分費等が「共通仮設費対象額（P）+準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする
現場管理費		
一般管理費		

出典 東京都水道局・配水管工事積算基準（開削編）P2-38（平成28年10月）

イメージアップ経費

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

K：イメージアップに要する費用（単位：円、1000円未満切り捨て）

i：イメージアップ費率（単位：%、小数第3位四捨五入2位止め）

ただし、市街地についてはiに1.5%を加算する。

P_i ：対象額＝直接工事費（管材料費・処分費等を除く共通仮設費対象分）+率計算対象
管材料費+無償貸与機械等評価額

なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。

α ：積上げ計上分（単位：円、1000円未満切り捨て）

対象額： P_i		イメージアップ経費率：i(%)	
		地方部	市街地
直接工事費（処分費を除く） +支給品費+無償貸与機械等 評価額	$P_i \leq 5$ 億円	$i = 11.0 \cdot P_i^{-0.138}$	$i = 11.0 \cdot P_i^{-0.138} + 1.5$
	$P_i > 5$ 億円	0.69	2.19

出典 東京都水道局・配水管工事積算基準（開削編）P13-61（平成28年10月）

◆機械設備工事

処分費の取扱い

	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
発生材処分費	× 全額対象外	× 全額対象外	○

出典 公共建築工事積算基準 P8 (共通仮設費) (平成 29 年度)
P10 (現場管理費) (平成 29 年度)
P11 (一般管理費) (平成 29 年度)

特定製品の取扱い

	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
対象額	対象額	直接工事費 + 共通仮設費 = 純工事費	純工事費 + 現場管理費 = 工事原価
特定製品	○ (※1/2 の金額)	○ (※1/2 の金額)	○

出典 開示請求資料から

※ 発注自治体によって特定製品と指定した合計額の 1/2 の金額を共通仮設費、現場管理費の対象額から控除する場合があります。(水道工事の管材費と同じ扱い)

その他工事費の取扱い

	その他工事の共通仮設費	その他工事の現場管理費
対象額	その他工事の直接工事費	その他工事直接工事費 + その他工事共通仮設費 = その他工事純工事費
その他工事の 共通費算定率	1 %	2 %

出典 公共建築工事積算基準の解説 共通仮設費 P53 (平成 27 年度)
出典 公共建築工事積算基準の解説 現場管理費 P61 (平成 27 年度)

その他工事としての取扱い（建築工事）

（注）○印は対象項目、×印は対象外項目

特殊な室内装備品	家具・書架及び実験台の類で通常の建物本体工事に含まれない特殊な室内装備品				
壁面収納（造り付け以外）	○	ローパーティション	○	移動書架	○
書架（スチール棚）	○	書架（既製木製棚）	○	家具（造り付け以外）	○
造り付け家具	×	カーテン	×	ブラインド	×
ファンコイルカバー	×	じゅうたん	×	OAフロア	×
一般（湯沸室）流し台	×	トイレブース	×	可動・移動間仕切	×
実験流し台	○	実験・医療器具	○	シールド工事	○
舞台機構装置	○	浴室・シャワーユニット	×	厨房機器	×
清掃用ゴンドラ	×				
造園工事	種目で造園工事として取り扱われる項目全て。				
樹木費	○	植え込み費	○	地被類（芝張り、は種）	○
支柱	○	移植	○	客土	○
植栽基盤	○	土壌改良	○	ツリーサークル	○
伐採・抜根	○	人工土壌	○	排水マット敷設	○
庭石・モニュメント	○	温室工事	○		
舗装工事	種目で舗装工事として取り扱われる項目全て。ただし、土工、縁石、側溝は一般工事とする。				
土工事	×	直接仮設（舗装用）	○	アスファルト舗装	○
コンクリート舗装	○	タイル張り舗装	○	石張り舗装	○
インターロッキング舗装	○	舗石舗装	○	グラウンド・テニスコート	○
平板舗装	○	路床整正	○	舗装機械運搬	○
トラフィックペイント	○	縁石	×	L型側溝・V型溝	×
排水ます	×	開きと（U字溝）	×	排水管	×
取り壊し工事	種目で取り壊し工事として取り扱われる項目全て。ただし、アスベスト含有建材処理工事については、一般（改修）工事とする。				
とりこわし費	○	集積積込み	○	アスベスト処理工事費	×
とりこわし材運搬費	○	とりこわし機械運搬	○		

その他工事としての取扱い（機械設備工事）

【共通事項】

通常の建物本体工事に含まれない下記の設備等について、システム一式を専門工事と扱い、当該据付調整費、諸経費まで含んで計上したものを対象とする。

(注) ○印は対象項目、×印は対象外項目

さく井設備		さく井設備として取り扱われる項目全て。ただし、ポンプや揚水管の交換は一般工事。
揚水井設備	○	掘さく及び電気検層後、ケーシング、スクリーン、砂利充てん、深井戸用水中モーターポンプ設置（揚水試験、水質検査含む）を行う、飲用水、雑用水、融雪用の揚水井
地中熱交換井設備	○	掘さく後、地中熱交換器、けい砂等充てんを行う、空調及び融雪用の地中熱交換井
深井戸用水中モーターポンプ交換	×	ポンプ及び揚水管の交換
特殊空調設備		特殊空調設備として取り扱われる項目全て。
恒温恒湿室	○	精度が高く一定の温湿度管理を行う部屋用の空調設備（部屋本体を含む場合あり）
クリーンルーム	○	空気清浄度の確保が必要な部屋用の空調設備（部屋本体を含む場合あり）
循環ろ過設備		循環ろ過設備として取り扱われる項目全て。
プールろ過設備	○	プール水を循環させるろ過や滅菌等を行い、水質を維持する設備
浴槽ろ過設備	○	浴槽水を循環させるろ過や滅菌等を行い、水質を維持する設備
排水処理設備		排水処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、浄化槽設備及び雨水利用設備の集水部（ルーフドレン等）から雨水流入槽に至る配管は一般工事。
厨房排水除害設備	○	厨房排水における有害成分を下水道の放流基準値以下に処理する設備
廃水処理設備	○	有害廃水（病原菌、放射性物質等）を下水道の放流基準値以下に処理する設備
排水再利用設備	○	原水（雑排水等）を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備
雨水利用設備	○	雨水を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備
	×	集水部（ルーフドレン等）から雨水流入槽に至る配管、上記ルート中の雨水遮断弁装置等を独立して制御する場合の自動制御設備
浄化槽設備	×	ユニット型、現場施工型
ごみ処理設備		ごみ処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、厨房のディスポーザーは一般工事。
ダストシュート	○	各階に設けた投入口より縦管をつたって下層の集積所にごみを集める設備
ごみ真空輸送装置	○	建物に設けたダストシュート等と集積所をパイプで結び、パイプ内の空気を集積所側から吸引することで、広範囲からごみを収集・輸送する設備
コンパクト・コンテナ	○	かさの大きい紙ごみを高圧縮してコンテナに詰め、コンテナごと搬出する設備

焼却装置	○	焼却炉
ディスプレイ	×	厨扉で扱うディスプレイは一般工事
搬送設備	搬送設備として取り扱われる項目全て。 (小荷物専用昇降機は昇降機設備工事として扱う)	
書類搬送設備	○	気送管や垂直コンベア等を使用し、書類をステーションまで搬送する設備
自動倉庫	○	スタッカークレーン、無人走行台車等を用いた立体自動倉庫
昇降装置	○	段差解消機、ステージ昇降装置、ホイストクレーン等
機械式駐車設備	機械式駐車設備として取り扱われる項目全て。	
機械式駐車設備	○	2段式、タワー式、水平循環式、平面往復式等
特殊ガス設備	特殊ガス設備として取り扱われる項目全て。	
医療用ガス設備	○	酸素、窒素、笑気ガス等の医療用ガスの供給を行う設備
実験用ガス設備	○	酸素、窒素、アルゴン、ヘリウム等の実験用ガスの供給を行う設備
高圧空気充填設備	○	ダイビング用高圧空気ポンプへ空気充填を行う設備
実験機器設備	実験機器設備として取り扱われる項目全て。	
実験機器設備	○	ドラフトチャンバー、安全キャビネット、クリーンベンチ、オートクレープ、実験台、飼育装置、飼育ケージ等の実験機器類
医療器具設備	医療器具設備として取り扱われる項目全て	
医療器具設備	○	手術台、歯科用椅子、各種検査機器（X線、CT、MRI、超音波等）、介護補助用リフト等の医療用設備

出典 公共建築工事積算基準等資料

工期（ヶ月）の計算方法

工期は、契約日の翌日から工期までの日数とする。なお工事一時中止があった場合は、その期間を除く。月単位の換算は、30/月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。